

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件

大分国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から52年3月まで
私は昭和51年に会社を退職した後、自分で国民年金への加入手続をし、結婚後も任意加入に切り替え、未納が無いように国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間及び2か月（昭和61年7月及び平成2年6月）を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、結婚後の強制加入から任意加入への切替手続や平成6年以降の複数回にわたる第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、申立人の納付意識の高さ及び年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人の国民年金への加入については、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から、昭和52年6月11日に厚生年金保険の資格喪失日である51年6月1日を資格取得日として加入手続されていることが確認でき、当該加入時点において申立期間は過年度納付可能な期間である上、申立人と同時期に国民年金に加入した複数の被保険者が過年度納付により遡って国民年金保険料を納付している状況から判断すると、申立人に対しても申立期間に係る過年度納付書が発行されたものと推認でき、上記納付意識の高さ及び申立人の年金制度に対する理解の深さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続や保険料の納付については、結婚や出産などの時期だったのでよく覚えていないが、請求があったものは、必ず納めてきた。

申立期間について、夫は納付済みとなっているのに 自分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の夫についても、申立期間を含む国民年金加入期間である480月の国民年金保険料を完納（うち449月は付加保険料も納付）していることから、申立人及び申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和51年11月頃に払い出されていることが推認でき、この時点で申立期間は過年度納付可能な期間である上、申立人と同時期に国民年金に加入した複数の被保険者が過年度納付により遡って国民年金保険料を納付している状況から判断すると、申立人に対しても申立期間に係る過年度納付書が発行されたものと推認でき、上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私の国民年金は、父親が加入手続を行い、国民年金保険料も家族の分と一緒に納付してくれていた。

家族は納付済みとなっているのに、申立期間の1か月だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含め、60歳到達時まで国民年金保険料を完納していることから、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「私の父親が家族の保険料と一緒に納付していた。」旨主張しているところ、オンライン記録から国民年金保険料の納付日が確認できる平成5年4月以降の期間については、申立人の家族の納付日が全て一致していることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間についても申立人の父親が家族の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録から、申立期間前後の平成3年2月及び同年4月の国民年金保険料については、いずれも同年4月に納付されていることが確認できることから、あえて申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月30日から同年6月1日まで

私は、平成10年2月12日にA社に入社し、同年5月31日までの期間において勤務した。入社した同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除され、同年5月分までの期間において計4回控除されているのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月30日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成10年5月分の給料支払明細書の「労働日数」欄に「自5月1日、至5月31日」と記載されていることから、申立人がA社に10年5月31日までの期間において勤務していたことが確認できる上、当該明細書及び事業主の回答から判断すると厚生年金保険料が当月控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 756 (事案 113 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和42年10月31日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月頃から41年4月1日まで
② 昭和42年10月31日から43年9月30日まで

私は、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録について訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、当時のA社の事務担当者や同社が所属していた町内会の関係者に聴取すれば、私の両申立期間における勤務実態が判明すると思うので、前回の申立期間を変更し、再度申立てを行う。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和42年10月31日から同年11月1日までの期間については、i) 申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、事業所名は不明であるものの、A社のものと推認される被保険者記録が確認できるところ、離職日は同年10月31日であること、ii) 申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、備考欄に「本人 42.10 迄厚年 (A社) 有り。」と記載されていることが確認できることなどから判断すると、申立人は42年10月31日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、同僚の雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、離職日の翌日であることから判断すると、申立人についても、厚生年金保険被保険者として、離職日の翌日まで厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが自然で

ある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は昭和42年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年10月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿によると、A社は廃業している上、当時の事業主は既に死亡しているため、供述を得ることはできないものの、事業主が資格喪失日を昭和42年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社に係る前回の申立期間である昭和39年9月から41年3月31日までの期間及び42年11月1日から43年9月30日までの期間に係る申立てについては、i) 39年9月から41年3月31日までの期間は、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、A社に勤務していたことは推認できるが、申立人と同職種の同僚の供述から判断すると、同社は従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らないことが推認できること、ii) 42年11月1日から43年9月30日までの期間は、複数の同僚が、「申立人が退職したのは、昭和42年10月前後であった。」と供述していること、iii) このほか前回の両申立期間のいずれも保険料控除について確認できる関連資料が見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時のA社の事務担当者や同社が所属していた町内会の関係者に聴取すれば、今回の申立期間における勤務実態が判明すると思われるとして、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしいと再度申し立てている。

- 3 しかしながら、両申立期間（昭和42年10月31日から同年11月1日までの期間を除く。）については、申立人から保険料控除等に係る新たな資料の提出は無く、A社の事務担当者は居所不明であり供述を得ることはできない上、申立人の記憶する同社が所属していた町内会の関係者に聴取しても、申立人の勤務実態について確認できる具体的な供述を得ることはできない。

また、申立人に係るA社のものと推認される雇用保険の被保険者記録は昭和41

年4月1日から42年10月31日までの期間以外は確認できない上、前述のとおり、申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「本人 42.10 迄厚年（A社）有り。」と記載されていることが確認できる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 なお、申立人は、今回の申立てに当たり、「私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が、当初、別の事業所名で記録されており、年金事務所の記録は信用できない。」旨主張しているところ、申立人から提出された社会保険事務局（当時）により交付された被保険者記録照会回答票によると、昭和41年4月1日から42年10月31日までの被保険者期間に係る事業所名は、A社とは別の事業所名で記録されていることが確認できる。

また、事業所番号等索引簿によると、A社に係る健康保険記号は昭和40年3月1日に払い出されているところ、オンラインシステムで年金記録が管理されるようになった以後の63年6月1日に、同記号が重複して前述の別の事業所に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった年金事務所から交付された健康保険厚生年金保険被保険者原票の写しには、前述のA社に係る健康保険記号が記録されている上、社会保険事務局が厚生年金保険の被保険者記録を被保険者原票で管理していた時期においては、同記号は重複して払い出されていなかったことなどから判断すると、当該被保険者原票はA社のものであると認められるとともに、当該被保険者原票に記録された被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

大分厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社（現在は、B社に統合）での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和40年10月31日に、C社（現在は、B社に統合）での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年11月1日になっていたため、同年10月の1か月間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨の回答があった。

A社とC社はDグループの関連会社であり、転勤前後の期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録において、申立人のA社における離職日が昭和40年10月31日となっていること、Dグループの各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、各事業所間を転勤したと推認される複数の同僚について厚生年金保険の被保険者記録が継続していること、及び同僚の供述などから判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和40年11月1日に、Dグループ会社であるA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和40年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 758

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年4月から同年6月までを36万円、同年7月から16年9月までを30万円、同年10月から19年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年4月1日から19年9月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。
私は給与支払明細書を持っているので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する平成15年4月から16年11月までの期間、17年1月から18年1月までの期間、同年3月から同年12月までの期間、19年4月から同年8月までの期間の給与支払明細書、申立事業所が提出した17年1月から同年5月までの期間、同年7月から19年8月までの期間の給与勤怠支給控除一覧表から確認又は推認できる保険料控除額等から、15年4月から同年6月までは36万円、同年7月から16年9月までは30万円、同年10月から19年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額について、実際の給与額に見合う標準報酬月額より低額の標準報酬月額を届け出たことを認めている上、当該事業所が所持する平成15年及び17年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書並びに社会保険事務所（当時）が保管する同年から19年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、事業主は申立人の標準報酬月額をオンライン記録上の標準報酬月額（24万円）として届け出たものと認められることから、社会保険事務所は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年11月1日）及び資格取得日（昭和36年1月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年1月10日まで

私は、昭和34年11月から37年1月までの期間においてA社でB職として継続してC業務に就いていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和34年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35年11月1日に資格を喪失後、36年1月10日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、申立期間当時、申立人と同職種（C業務）であったとする同僚は、「申立人とは同じ業務内容だった。申立人が途中で退職した記憶は無く、勤務状況は変わっていなかったと思う。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同職種であったとされる同僚3人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月

の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年10月1日に、資格喪失日に係る記録を29年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年10月から29年7月までの期間は5,000円、同年8月及び同年9月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年10月26日まで

私は、学校を卒業し、最初の就職先として昭和28年10月から29年10月までの期間においてA社に勤務し、B業務に従事した。

厚生年金保険に加入していないはずはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、同僚らが一緒に勤務していたとして氏名を記憶している者は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、同僚らからは、「会社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨の供述が得られているところ、同僚らは一緒に勤務していた従業員数を11人であったと供述しており、前述の被保険者名簿における被保険者数が12人であることから判断すると、A社は、当時、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和 28 年 10 月及び 29 年 8 月の同僚の記録から、28 年 10 月から 29 年 7 月までの期間を 5,000 円、同年 8 月及び同年 9 月を 7,000 円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は連絡先不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和60年1月21日に、資格喪失日に係る記録を61年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月21日から61年2月1日まで
私は、申立期間においてA社にC従業員として勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の上司の供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社にC従業員として勤務していたことが認められる。

また、申立人の上司は、「申立人はD職のC従業員であり、C従業員は社会保険に加入していたはずである。D職のC従業員は私と部下の二人体制だった。」旨を供述しており、当時の事業主の子であり、申立人が名前を挙げた同僚でもある者は、「申立人はC従業員として勤務していた。C従業員の場合には採用と同時に厚生年金に加入させていたと思う。」旨を供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の上司がD職であったとして記憶する者について、申立人を除く全員に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人及び当該上司が申立人の前任者であったとする者の被保険者資格の喪失日並びに申立人及び当該上司が申立人の後任者であったとする者の被保険者資格の取得日は、申立期間とおおむね一致することが確認できる。

加えて、B社に対して照会したところ、同社からは、「当時の資料は廃棄しているが、申立人はC従業員であり、厚生年金保険に加入させていた。」との回答が得

られたことなどから判断すると、当時、同社においては、申立人と同職種の者についてほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票により確認できる申立人の前任者とされる者の資格喪失時（昭和 60 年 2 月 1 日）及び後任者とされる者の資格取得時（61 年 1 月 3 日）の標準報酬月額から判断すると、17 万円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く、不明である。」としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 1 月から 61 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 9 月 30 日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 17 年 9 月 30 日

私は、平成 17 年 9 月 30 日に A 社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する平成 17 年期末手当に係る勤怠支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する<標準賞与額>（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めている上、当該事業所が加入している B 厚生年金基金は、「当基金においても申立人の申立期間に係る賞与の記録は無い。当基金への届出は社会保険事務所への届出用紙と複写式であったと思われる。」と回答していることから判断すると、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金765～780 別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
大分厚生年金765	女		昭和26年生		10万円
大分厚生年金766	男		昭和23年生		12万円
大分厚生年金767	女		昭和30年生		20万円
大分厚生年金768	男		昭和26年生		24万円
大分厚生年金769	女		昭和30年生		20万円
大分厚生年金770	男		昭和40年生		10万円
大分厚生年金771	女		昭和20年生		10万円
大分厚生年金772	男		昭和57年生		10万円
大分厚生年金773	女		昭和35年生		10万円
大分厚生年金774	女		昭和28年生		10万円
大分厚生年金775	女		昭和41年生		10万円
大分厚生年金776	男		昭和37年生		10万円
大分厚生年金777	男		昭和34年生		10万円
大分厚生年金778	女		昭和40年生		10万円
大分厚生年金779	女		昭和44年生		10万円
大分厚生年金780	女		昭和59年生		5万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和63年6月から平成元年12月までの期間及び2年3月から同年12月までの期間を9万8,000円、3年1月から同年9月までの期間を9万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、16万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、上記期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月1日から平成3年10月17日まで
② 平成5年9月1日から6年5月31日まで

私は、A社に入社時はB職として業務に従事していた。退職する前までの期間においてC職だった。最後に支給された給与は約16万円であったと記憶しているが、年金事務所で確認したところ、両申立期間に係る標準報酬月額が実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かったので、給与明細書に記載された支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、両申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 63 年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から平成元年 7 月までの期間、同年 12 月、2 年 3 月から同年 10 月までの期間、3 年 1 月から同年 9 月までの期間、5 年 9 月から 6 年 2 月までの期間、同年 4 月の給与明細書、並びに昭和 63 年及び平成元年の市民税県民税特別徴収税額通知書において確認又は推認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、昭和 63 年 6 月から平成元年 12 月までの期間及び 2 年 3 月から同年 12 月までの期間を 9 万 8,000 円、平成 3 年 1 月から同年 9 月までの期間を 9 万 2,000 円、申立期間②は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認することはできないが、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成 2 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える額であると認められるものの、当該給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

大分国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から58年6月までの期間及び同年10月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から58年6月まで
② 昭和58年10月から59年6月まで

私の国民年金保険料は、時期は分からないが、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた全ての期間の保険料を一括して納付したと聞いている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた全ての期間の保険料を一括して納付したと聞いている。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和60年8月前後に払い出されていることが推認でき、この時点では申立期間①の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②直前の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料1万7,470円を60年8月2日に、申立期間②直後の59年7月から60年3月までの保険料5万5,980円を61年9月11日に、それぞれ時効直前に過年度納付（合計7万3,450円）されていることが確認できるところ、これは申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の「未納分の国民年金保険料として数万円納付した。」との証言とおおむね符合する上、申立人及び申立人の母親は、申立期間②直前を過年度納付した60年8月前に同年4月から61年3月までの国民年金

保険料に係る免除申請を行っていることを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料については納付できなかった可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、保険料納付についての記憶が曖昧であり、具体的な証言が得られない上、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、A市役所に行き納付書で納付していた。ある時、国民年金保険料を納付した後に、間違っって督促状が来たので市役所に抗議したことを鮮明に覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、毎月、A市役所に行き納付書で納付していた。」旨を主張しているところ、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は昭和40年6月10日にA市からB町(当時)に住民票を異動していることが確認でき、制度上、申立期間当時、A市において申立人に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和51年9月頃にC町において払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 16 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月 16 日から同年 5 月 31 日までの期間において A 事業所（現在は、B 事業所）に非常勤職員である C 職（又は D 職）として勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管する人事記録により、申立人が、申立期間において、「E 職」として A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の人事記録により、申立期間において、A 事業所には申立人以外に複数の「E 職」が在籍していたことが確認できるところ、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、一人を除いて同人らに係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B 事業所は、「当時の事務担当者に聴取したところ、『E 職の社会保険の加入は任意としていたと思う。』とのことであった。当事業所は、昭和 54 年度以降の社会保険加入名簿を保管しているが、当該名簿に申立人の氏名は無いので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答していることなどから判断すると、当時、A 事業所は必ずしも「E 職」の全員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月頃から 17 年 3 月頃まで

私は、平成 12 年 2 月頃に A 社（現在は、B 社）C 事業所に入社し、翌年 3 月頃に同社 D 事業所勤務となり、この頃から厚生年金保険に加入したはずである。

給与から保険料が控除されていたことを示す源泉徴収票を持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び B 社の事務担当者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A 社又は B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人は、臨時雇用の勤務形態であったため、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している上、同社が保管する平成 15 年 10 月以降の申立人に係る賃金台帳において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

また、オンライン記録において、申立人及び申立人が名前を挙げた同一職種であったとする複数の同僚の氏名は見当たらない上、申立期間における健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、E 市の回答によると、申立人は申立期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が所持する平成 13 年及び 16 年の所得税源泉徴収票によると、13 年については社会保険料控除額の記載は無いことが確認できるとともに、16 年については社会保険料控除額として 8,790 円の記載があるものの、当該控除

額は前述の申立人に係る賃金台帳の記録における雇用保険料額とおおむね一致していることから判断すると、雇用保険料であったものと推認でき、同年についても厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から平成 17 年 10 月 26 日まで
当時勤務していたA社の事業主が、「保険料を多く支払うのはもったいない。」と会話していたのを聞いたことがあるので、同社は、社会保険事務所（当時）に対して、実際に支給された賃金額よりも低い報酬月額を届け出ており、その金額に見合う標準報酬月額に基づいて保険料を納付していたのではないかと思う。

私の所持する所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額に見合う標準報酬月額と記録されている標準報酬月額に相違は無いが、実際に給与から控除された保険料額は記録されている標準報酬月額に見合う保険料額よりも多かったので、事業所が保管する賃金台帳等を調査し、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人及び申立事業所から提出された給与明細書又は所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間のうち、平成2年1月から10年5月までの期間について、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い金額の給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記の所得税源泉徴収簿等において、平成2年1月から17年9月までの期間に控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標

準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、昭和 54 年 2 月 1 日から平成元年 12 月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から28年5月1日まで
② 昭和33年7月1日から34年1月1日まで

私は、昭和26年4月にA事業所（現在は、B事業所）にC職として採用され、29年8月に退職し、33年7月に再度、同事務所にC職として採用された。

しかし、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が、昭和28年5月1日から29年8月15日までの期間及び34年1月1日から同年7月1日までの期間となっていることに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の上部機関が発行した「在職証明書」及びB事業所の回答により、申立人が両申立期間において、A事業所にC職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和28年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年8月15日に同資格を喪失した後、再度34年1月1日に同資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失しているところ、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、B事業所に照会したところ、同事業所は、「申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思われる。社会保険事務所（当時）に申立人の申立てどおりの届出を行っていないと思われる。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において確認できる同僚らは、採用日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していない上、B事業所は、様々な雇用形態が存したことを理由として、「従業員については雇用した日から厚生年金保険に加入させていたわけではない。」旨回答していることから判断すると、当

時、A事業所は、職員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月 4 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 2 月 11 日まで

私は、両申立期間において、A社に勤務していた。支給されていた給与額と比較すると、標準報酬月額が低く記録されていることに納得できない。調査の上、両申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

ところで、本件申立てについては、A社が、「両申立期間当時における社会保険料の控除等に関する賃金台帳等の資料は保存しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」旨回答している上、申立人もその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を有しておらず、申立人の両申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

さらに、申立人が、「一緒に勤務し、ほぼ同じくらいの給与であった。」と供述する同職種の同僚の標準報酬月額は、前述の被保険者原票により、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額

であるという事情は見当たらない。

加えて、前述の被保険者原票において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私の標準報酬月額は、給与支給額とおおむね一致している。」旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務した期間において、報酬月額が前月より下がったことは無かったのに、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が8万6,000円であり、申立期間前の標準報酬月額(9万2,000円)に比べて低い金額で記録されている。

申立期間について、申立期間前の標準報酬月額(9万2,000円)と同じ金額となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間において、給与支給額が下がったことは無いとして申し立てているものの、同社は、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、社会保険関係の事務手を担当していたとする同僚は、「当時の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出に際しては、社会保険事務所(当時)に賃金台帳等を持参するなどしており、会社が報酬月額を誤って届け出たことは考え難い。」旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和50年から60年までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した申立人を含む女性被保険者36人の被保険者記録を検証したところ、従前の標準報酬月額と比較して標準報酬月額が減額となっている期間を有する被保険者は申立人を含めて6人確認できる上、58年に資格取得した3人のうち二人は申立人と同様に9万2,000円で取得し、同年10月の定時決定により、8万6,000円に標準報酬月額が減額されている状況が確認できるなど、申立人の標準報酬月額が他の被保険者に比べて著しく低額な標準報酬月額となっている状況はうかがえない。

加えて、前述の被保険者原票における申立人の標準報酬月額がオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 1 月 23 日までの期間のうち約 6 か月間
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 12 月 6 日まで
③ 昭和 54 年頃から 56 年頃まで

私は、申立期間①についてはA社（現在は、B社）に、申立期間②についてはC社D支社に、申立期間③についてはE社に、それぞれ勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社に照会したところ、同社は、「当社は、厚生年金保険及び厚生年金基金の加入者に関する名簿を保管しているが、当該名簿に申立人の氏名は無い。」と回答しており、B社を管掌するB健康保険組合も照会に対して、「申立人の健康保険組合員記録は見当たらない。」と回答している。

また、B社は、「原則として、当時、優秀なF職については、6か月から7か月の研修期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたが、入社後、1年から1年半後に厚生年金保険に加入させるF職もいた。」旨回答していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人は、同僚について、姓のみを記憶しているに過ぎず、同僚の

氏名を確認することができないことから、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②について

申立人の所持するC社D支社の名刺から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がC社D支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に照会したところ、同社は、「当社は、昭和37年の設立以来、社員の『健康保険・厚生年金・厚生年金基金資格取得ならびに、喪失通知書（確認書）』の控えを保管しているが、これら通知書（確認書）の記録からは、申立人の記録は見当たらない。当社の社会保険手続は、本社（本社G部管轄のG部分室を含む。）に所属するH職及びG部員など、本社に通勤可能な社員に対してのみであった。当時の社員名簿から確認できる社員は全てI地方在住者であって、その他の地方駐在（在住）者は見当たらない。」旨回答している。

また、C社は、申立人が所持する名刺に記載されたC社D支社について、「当時の当社販売系統は、大別すると、本社（本社G部管轄のG部分室を含む。）組織、日本全国の販売拠点であり、当社とは別会社である販社（当社と販売契約を締結し商品の仕入及び販売を行う卸販売店、代理店、特約店）、及び全国の個人H職で成り立っていた。当時から現在までの期間において、本社組織は単独であり、本社以外には支店、支社、営業所などは存在しない。販社については、事業所の規模や形態など各地方でまちまちであったが、当社の商品を卸から小売まで専売的に取り扱っていたことから、独自にC社の支店、支社、営業所と名乗っていたようである。社員名簿にも申立人の氏名が記録されていないことなどから、J市在住であり市内で勤務していたとする申立人は、当社社員ではなく、当社とは別会社である販社に勤務していたK職である可能性が高いと思われる。当社の社会保険手続については、当社販社に勤務していたK職及びH職等は当然含まれない。」旨回答している。

さらに、C社が、昭和49年当時、J市内で同社と取引があったと記録している複数の販社の中に、C社D支社に該当する販社を確認できないところ、適用事業所名簿からC社D支社が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができず、C社D支社に係る商業登記簿も確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立期間②のうち、昭和51年4月から同年12月までの期間については、オンライン記録により、申立人は国民年金保険料を申請免除していることが確認できる。

3 申立期間③について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定す

ることはできないものの、申立人がE社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E社の事業主は、「E社は、当時個人事業所であった。厚生年金保険の適用事業所の届出をしておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨を供述しており、事業所番号等索引簿からも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができない上、商業登記簿において、当該事業所を確認することができない。

また、申立期間③については、オンライン記録により、申立人は国民年金保険料を法定免除されていることが確認できる。

- 4 申立人の全ての申立期間における雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 5 日から同年 8 月 12 日まで

私は、学校を卒業後、A社にB職として入社し、勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社の総務担当者の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「入社してすぐに総務担当者から教えてもらいながら私の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を書き、厚生年金保険被保険者証を受け取った。」旨供述しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、厚生年金保険手帳記号番号払出簿においても申立人の氏名は確認できない。

また、A社から、「申立期間当時の人事記録等の資料は無い。」旨の回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時の総務担当者は、「厚生年金保険の加入を希望しない従業員については、加入手続をしていない。」旨を供述しており、当時、当該事業所が必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年6月1日まで

私は、昭和21年3月1日からA社に勤務していたので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が22年6月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務していたとするB事業所が保管する職員名簿において、申立人が昭和21年3月から24年4月までの期間にA社に勤務した旨記載されていること、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿により、A社は、昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、前述の被保険者名簿、厚生年金記号番号払出簿及びオンライン記録の全てにおいて、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年6月1日と記録されている。

さらに、前述の払出簿から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記号番号は、他の被保険者と連番で新規に払い出されていることが確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時

の事業主も居所不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 17 日から 40 年 4 月 15 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求した覚えはない。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和40年4月15日の前後2年以内に資格喪失した者20人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある当時の事務担当者は、「私が退社した後、実家の親が会社と退職手続の一切をやりとりしていた。その際に、脱退手当金の請求手続を会社をお願いしていたと思う。当時、従業員の女の子は、全国から集団就職で集まった若い子ばかりで、脱退手当金の制度など知らなかったはずである。だから、会社が退社する従業員の子に代わり、脱退手当金の請求を行っていた。」旨供述していることを踏まえ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月半後の昭和40年5月28日に支給決定されているなど、

一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月4日から22年11月1日まで

私は、昭和21年1月3日にA社の採用面接を受け、同年1月4日からB職として採用され24年4月までの期間において勤務していたので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が22年11月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務していたとするC事業所が保管する申立人の勤務記録カードにおいて、「昭和21年1月3日A社入社、23年8月18日退職」の記載が確認できること、及び複数の同僚が、「申立人の入社は昭和21年頃だった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち、21年1月4日から22年5月31日までの期間については厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年6月1日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間のうち21年1月4日から22年5月31日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、前述の被保険者名簿、厚生年金保険記号番号払出簿及びオンライン記録の全てにおいて、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年11月1日と記録されてい

る。

さらに、前述の払出簿から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記号番号は、他の被保険者と連番で新規に払い出されていることが確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も居所不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月頃から22年3月頃まで

私は、終戦直後の昭和20年9月頃から22年3月頃までの期間において、A市B区C町にあったD社に勤務した。D社は、勤務場所が二つ以上あり相当数の従業員がいた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことを確認できない上、同僚は、「私は申立人と一緒にD社に勤務した。私も同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料の控除についても記憶が無い。」旨を供述しているところ、当該同僚について、オンライン記録から、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、申立人は一緒に勤務していた女性従業員二人の氏名を挙げているところから、オンライン記録によって確認できた当該二人と同姓同名の者7人の調査をなしたが、うち5人は「D社に勤務していなかった。」旨を回答しており、二人からは回答が無く、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた社長等の関係者については姓のみの記憶であり、D社に係る商業登記簿も確認できないことから、同社の関係者を特定することができず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関

連資料、供述を得ることができない。

加えて、D社と名称が類似する事業所として、E社が適用事業所名簿により確認できるが、同社の所在地は申立人が供述するD社の所在地と異なっている上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が挙げた同僚4人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 16 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私が勤務したA社B事業所の厚生年金保険被保険者期間については、昭和34年1月26日に脱退手当金が支給済みとなっているが、私は申請した記憶も受け取った記憶も無い。

また、私はA社C事業所（現在は、D社）のE寮のF職として昭和34年4月から勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、私がA社のG寮のF職になったと記憶している39年5月1日と記録されている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が勤務していたA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年8月16日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者15人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全ての者について脱退手当金の支給記録があり、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和34年1月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立人は、「昭和34年4月からA社C事業所のE寮のF職として勤務していた。」旨を供述しているところ、E寮に入居していたとする者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がE寮のF職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C事業所のE寮に入居していたとする者は、「E寮は民間借上寮であった。私の妻がA社C事業所の民間借上寮のF職として勤務していた期間は、厚生年金保険に加入せず、私の被扶養者であった。」と供述しており、同人の妻について、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、F職として勤務していたとする期間の被保険者記録は確認できない。

また、D社は、「申立人の人事記録及び賃金台帳等は確認できないが、『健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書』及び『健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書』により、申立人の当社に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和39年5月1日から40年9月4日までの期間であることが確認できる。なお、当社の寮に関する資料は確認できないが、G寮は当社が所有していた寮であり、このほかに、当時は民間借上寮が複数あったと聞いている。」旨を回答しているところ、同社が保管する「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における被保険者資格の取得日及び喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月1日から32年3月1日まで
② 昭和32年10月1日から33年10月1日まで
③ 昭和40年10月1日から42年8月1日まで
④ 昭和53年10月1日から54年8月1日まで
⑤ 昭和56年10月1日から59年8月1日まで

私は、A社（現在は、B社）C事業所に継続して勤務した。ねんきん定期便に記載された標準報酬月額を確認したところ、各申立期間の標準報酬月額が、各申立期間前の標準報酬月額に比べて低い金額で記録されている。

全ての申立期間について、給与支給額が下がった記憶は無く、納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間について標準報酬月額が相違していると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①、②及び③について

A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の当該申立期間に係る標準報酬月額等の記載内容に不自然な形跡は認められない上、当該標準報酬月額は、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、複数の同僚は、「能率給は毎月変動していた。給与は下がることもあったので、私の標準報酬月額も下がっている期間がある。」旨供述しており、同僚について、前述の被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、申立人同様、標準報酬月額が下がって記録されている期間があることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書等を、申立事業所は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間①、②及び③に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間④及び⑤について

前述の被保険者原票を確認しても、申立人の当該期間に係る標準報酬月額等の記載内容に不自然な形跡は認められない上、当該標準報酬月額は、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A社はD厚生年金基金に昭和47年12月1日に加入していることが確認できるところ、申立期間④については、同基金の記録における標準報酬月額が前述の被保険者原票における標準報酬月額と一致しており、申立期間⑤については、同基金及びB健康保険組合の記録における標準報酬月額が前述の被保険者原票における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「能率給は毎月変動していた。給与は下がることもあったので、私の標準報酬月額も下がっている期間がある。」旨供述しており、同僚について、前述の被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、申立人同様、標準報酬月額が下がって記録されている期間があることが確認できる。

加えて、申立人が所持する申立期間④及び⑤に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額に一致していることから、申立期間④及び⑤の標準報酬月額については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。